

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 8 月 27 日

報道関係者 様

## 守口市報道提供資料

## 後期高齢者医療保険料の徴収額に関する誤りについて

後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」といいます。）に係る令和 7 年度 8 月納期分の保険料徴収額において、以下のとおり誤りがあることが判明しました。

## 1 徴収額誤りの概要

後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）による場合、徴収は年金支給月である偶数月に行い、前年度に特別徴収となっている被保険者の 4 月、6 月及び 8 月の徴収額は、原則として前年度中の 2 月の徴収額と同額となります。

しかし、7 月に当該年度分の保険料が決定した後、4 月、6 月及び 8 月の徴収額と 10 月、12 月及び 2 月の徴収額との間に大きな乖離が生じる場合は、当該年度分の保険料の総額から 4 月及び 6 月の徴収額を差し引いた残りの額を、8 月以降の徴収分で平準化して徴収することとなります。

今回、この乖離が生じた被保険者から 8 月に徴収する保険料について、本来であれば、令和 7 年度保険料の総額から 4 月及び 6 月に徴収した額を差し引き、残りを平準化した額を徴収すべきところ、誤って 4 月及び 6 月の徴収額と同額を徴収したことにより、過少徴収及び過大徴収が発生していることが判明したものです。

<① 過少徴収のモデルパターン> ※ 令和 7 年度の保険料決定額は 30,000 円とします。

令和 6 年度	令和 7 年度						
2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	
1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	7,000	7,000	← 誤った徴収額
			7,000	7,000	7,000	7,000	← 正しい徴収額

令和 7 年度の保険料決定額に基づき、8 月徴収分以降で、4・6 月の徴収額を除いた残額（このパターンでは 28,000 円）を平準化して徴収するところ、8 月徴収分を 4・6 月の徴収額と同額としたため、過少徴収（このパターンでは 6,000 円）が発生。

<② 過大徴収のモデルパターン>

※ 令和7年度の保険料決定額は30,000円とします。

令和6年度	令和7年度						
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
6,000	6,000	6,000	6,000	4,500	4,500	4,500	← 誤った徴収額
			4,500	4,500	4,500	4,500	← 正しい徴収額

令和7年度の保険料決定額に基づき、8月徴収分以降で、4・6月の徴収額を除いた残額（このパターンでは18,000円）を平準化して徴収するところ、8月徴収分を4・6月の徴収額と同額としたため、過大徴収（このパターンでは1,500円）が発生。

2 対象被保険者数

約230人（うち①過少徴収が約90人、②過大徴収が約140人）

3 保険料の影響額

- ① 過少徴収による追加徴収額 約600万円
- ② 過大徴収による還付額 約150万円

4 対応

- ① 過少徴収となっている被保険者に対しては、徴収額誤りについての謝罪とともに追加徴収をお願いするための通知を送付します。なお、追加徴収の額については、特別徴収としての徴収はできないため、普通徴収（納付書、口座振替等）による納付となります。
- ② 過大徴収となっている被保険者に対しては、速やかに、徴収額誤りについての謝罪とともに過大徴収額の還付手続を行う旨の通知を送付します。

5 原因

担当職員が、日本年金機構に渡す特別徴収に係るデータ処理を行う際に、処理工程の中で行うべき作業項目の1つを失念したためです。

6 再発防止策

担当職員が、処理工程を改めてしっかりと把握するよう指導するとともに、処理マニュアルがよりわかりやすいものとなるよう、見直しを行います。また、完成したデータの点検を複数人で行うチェック体制を構築します。

問合せ：守口市役所健康福祉部保険課  
 電話 06-6992-1289（直通）